

# 水道の「基本料金」を免除します

北茨城市では、物価高騰等による市民生活の経済的負担を軽減する支援策として、水道料金の**基本料金を4か月間（2期分）**免除します。

【免除期間は基本料金を差し引いてご請求いたします。】

免除対象者：北茨城市と給水契約をしている水道使用者  
（※ただし、公共施設等を除く）

申請方法：申請手続き等は**不要**です

免除の期間：偶数月請求【令和5年10月及び令和5年12月請求分】  
奇数月請求【令和5年11月及び令和6年1月請求分】

免除の金額：水道基本料金（**4か月（2期分）**）

※水道従量料金及び下水道使用料は免除対象外です

※ご使用の水道口径メーターによって基本料金が異なります

## ■水道料金表（2か月分）（税込）

口径	水道基本料金	口径	水道基本料金
13mm	2,640円	40mm	9,724円
20mm	3,520円	50mm	16,302円
25mm	5,434円	75mm	29,744円
30mm	5,434円	100mm	48,620円

- その他の（**注意**点）
- ・ 使用開始や中止の時期により、免除となる基本料金が異なる場合や対象とならない場合がございます。
  - ・ 請求金額が0円の場合は、納入通知書を送付いたしません。また、口座振替をご利用の場合は、振替（口座引き落とし）がありません。
  - ・ この支援策について市役所から、お電話をしたり訪問することはありません。

# 検針票における、ご請求金額の確認方法

## 水道使用水量のお知らせ

(このお知らせは、請求書ではありません。)

年 月請求分  
使用期間  
( 年 月 日 ~ 年 月 日)

お客様番号	口径 mm
様	
今回指針	m <sup>3</sup>
前回指針	m <sup>3</sup>
(メーター交換時使用量)	m <sup>3</sup>
今回ご使用水量	m <sup>3</sup>
水道料金	円
下水道使用料	円
請求予定金額	円

上記の金額には消費税相当額が含まれています。

検針日	検針員
(通信)	

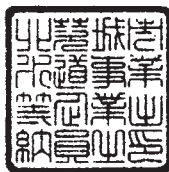
## 水道料金・下水道使用料領収書(口座振替済)

年 月請求分

領収年月日	口径 mm	使用水量 m <sup>3</sup>
水道	円	領収金額 円
下水道	円	

上記のとおり口座振替により領収しました。

北茨城市水道事業企業出納員



※裏面もご覧ください。

請求月が、偶数月請求の場合は  
「10月・12月請求分」  
請求月が、奇数月請求の場合は  
「11月・1月請求分」が免除対象です。

ご使用になっている水道メーターの口径を記載してあります。  
口径によって、水道料金が異なりますので表面にある水道料金表(2か月)をご確認ください

請求予定金額には、基本料金免除後の料金が記載してあります。

通信欄に、下記の内容が記載されています。  
物価高対策で今回検針分の基本料金を免除します。  
請求金額は免除後の金額です。

〈口座振替をご利用の場合〉  
免除期間中の請求金額が0円の場合は、この欄に記載はされません。



お手元の検針票で  
ご確認ください。

## 問い合わせ先

北茨城市水道部 業務課 料金係

TEL:0293-43-1111(内線:112~114)